

新型コロナウイルス感染症に関する 主な相談・支援窓口

熊本県
ホームページ



熊本県知事
蒲島郁夫

個人向け 助成金・給付金等

○内容等は随時更新されます。○詳細は、各種お問い合わせ先にご確認ください。

<p>コロナに関する さまざまな相談</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する質問や、クラスターの 一員に該当する方、接触確認アプリ(COCONA)からの 通知があった方などの相談に対応します。</p>		<p>新型コロナウイルス 感染症専用相談窓口</p>	<p>☎096-300-5909 24時間対応</p>
<p>発熱などの 症状がでたとき</p>	<p>まずは、かかりつけ医や最寄りの医療機関など、身近な医療機関に電話で ご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、「発熱患者専用ダイ ヤル」にご連絡ください。診療・検査が可能な医療機関をご案内します。</p>		<p>発熱患者 専用ダイヤル</p>	<p>☎0570-096-567 平日 9:00~17:00 ☎096-300-5909(上記以外の時間)</p>
<p>消費者トラブルに 関する相談</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法など、 感染症に関連した消費者トラブルの相談に対応します。</p>		<p>熊本県 消費生活センター</p>	<p>☎096-383-0999 平日 9:00~17:00</p>
<p>不適切な扱いなどの 人権に関する相談</p>	<p>感染者やご家族、医療従事者等に対する不適切な扱い、誹謗中傷等に 関する相談など、さまざまな人権に関する相談に対応します。</p>		<p>熊本県人権センター (相談窓口)</p>	<p>☎096-384-5822 平日 9:00~12:00 13:00~16:00</p>

<p>休業中に賃金 (休業手当)を 受け取ることができない</p>	<p>給付 新型コロナウイルス 感染症対応 休業支援金・給付金</p>	<p>対象:事業主の指示により休業した労働者で 休業手当を受け取ることができない方 支援金額:休業前の賃金の8割 (日額上限11,000円)を 休業実績に応じて支給</p>	<p>新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15</p>
<p>離職等で住宅を 失った・失うかも</p>	<p>給付 住居確保給付金</p>	<p>家賃相当額を家主に対して代理納付 支給期間:原則3ヵ月(最長12ヵ月)</p>	<p>お住まいの市町村の 自立相談支援機関</p>
<p>子ども食堂 運営者の方に</p>	<p>給付 子ども食堂活動 緊急支援助成金</p>	<p>○既設の子ども食堂には、開催回数に応じ 10万円~30万円を上限に給付 ○新規開設する子ども食堂には、 10万円を上限に給付</p>	<p>熊本県 子ども家庭福祉課 ☎096-333-2229 平日 8:30~17:15</p>
<p>休業等で家計が 維持できない</p>	<p>貸付 緊急小口資金(特例)</p>	<p>貸付上限:20万円 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内</p>	<p>お住まいの市町村の 社会福祉協議会 または 熊本県社会福祉協議会 ☎096-324-5475 平日 9:00~17:00</p>
<p>失業等で家計が 維持できない</p>	<p>貸付 総合支援資金(特例)</p>	<p>貸付上限:月額20万円、原則3ヵ月以内 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内</p>	
<p>家計急変で緊急に 奨学金が必要</p>	<p>貸与 育英資金の緊急貸与</p>	<p>対象:高校等に在学する方で、家計急変等により 緊急に熊本県育英資金を必要とする方 貸与金額:月額8,000円~35,000円(無利息) 貸与期間:申請年度の年度末まで</p>	<p>熊本県 高校教育課 ☎096-333-2682 平日 8:30~17:15</p>
<p>熊本県育英資金の 返還が困難</p>	<p>貸与 育英資金の返還猶予</p>	<p>対象:世帯の収入が著しく減少した方等で、 熊本県育英資金の返還が困難な方 期間:猶予を希望する月から1年以内</p>	
<p>県税の納付や 申告が困難</p>	<p>猶予 納税の猶予や 申告等の期限の延長</p>	<p>収入が著しく減少した方等に対して 県税の徴収等を猶予 (原則として1年以内、延滞金の一部 または全部を免除) 個別の事情に応じ申告・納付期限を延長</p>	<p>お住いの地域を管轄する 各広域本部収税担当課等 (県央)☎096-333-3210 (県北)☎0968-25-4272 (県南)☎0965-33-2184 (天草)☎0969-22-4370 (自動車税)☎096-368-4020 平日 8:30~17:15</p>
<p>国民健康保険料等の 納付が困難</p>	<p>減免 国民健康保険料等の 減免</p>	<p>国民健康保険料、後期高齢者医療保険料 および介護保険料の減免</p>	<p>お住まいの市町村窓口 平日 8:30~17:15</p>